

○総務省令第二十六号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後
	改	正	前
（法別表第一の総務省令で定める事務）			
第一条 [略]			
〔2～86 略〕			
87 法別表第一の六十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔一～五 略〕			
六 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第三十三条第一項の労災就学援護費又は同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査			
七 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十二条の傷病特別年金又は労働者災害補償保険法施行規則第三十三条第一項の労災就学援護費若しくは同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認			
〔88～100 略〕			
101 法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔一～七 略〕			
102 〔102～104 略〕			
103 法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔削る〕			
104 法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔一～四 略〕			
105 法別表第一の七十一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔一～十 略〕			
106 〔106～108 略〕			
107 法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔削る〕			
108 法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔一～四 略〕			
109 法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔削る〕			
110 法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔一～四 同上〕			
111 法別表第一の七十一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
〔一～十 同上〕			
112 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第四号の規定により確認した情報の提供			
前号の規定により確認した情報の提供			

110 法別表第一の七十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・八 略〕

〔削る〕

111 法別表第一の七十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・五 略〕

〔削る〕

112 略

113 法別表第一の七十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・四 略〕

〔削る〕

114 略

137 法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定又は支給の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 略

六 独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（以下この項において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）による給付の裁定又は支給の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

九 平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

110 同上

〔一・八 同上〕

九 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第六号の規定により確認した情報の提供

111 第四号の規定により確認した情報の提供

〔一・五 同上〕

112 同上

113 同上

〔一・四 同上〕

137 〔同上〕

〔一・二 同上〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔一・二 同上〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔一・二 同上〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔一・二 同上〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔新設〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔新設〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔新設〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔新設〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔新設〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

137 〔同上〕

〔新設〕

114 〔同上〕

136 〔同上〕

113 〔同上〕

法別表第一の百七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

三 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

四 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔所の変更の事実の確認〕

〔略〕

〔同上〕

〔新設〕

〔一・二 略〕

〔所の変更の事実の確認〕

〔略〕

〔同上〕

〔一・二 略〕

〔所の変更の事実の確認〕

〔略〕

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

60|| 法別表第三の二十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徵収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

二 [略]

三 [略]

四 [略]

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徵収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

七 [略]

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徵収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

九 [略]

十 [略]

61|| 法別表第三の二十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 家賃又は敷金の徵収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

三 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

62|| 法別表第四の総務省令で定める事務

第四条 [略]

5|| 2 〔17 略〕

18 法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 [一・十二 略]

十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔19 51 略〕

52 法別表第四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 [一・二 略]

三 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徵収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

59|| 同上

新設

三 二 同上

四 二 同上

五 同上

六 新設

七 新設

八 同上

九 同上

十 同上

十一 同上

十二 同上

十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 同上

十七 同上

十八 同上

十九 同上

二十 同上

二十一 同上

二十二 同上

二十三 同上

二十四 同上

二十五 同上

二十六 同上

二十七 同上

二十八 同上

二十九 同上

三十 同上

三十一 同上

三十二 同上

三十三 同上

三十四 同上

三十五 同上

三十六 同上

三十七 同上

三十八 同上

三十九 同上

四十 同上

四十一 同上

四十二 同上

四十三 同上

四十四 同上

四十五 同上

四十六 同上

四十七 同上

四十八 同上

四十九 同上

五十 同上

五十一 同上

五十二 同上

五十三 同上

五十四 同上

五十五 同上

五十六 同上

五十七 同上

五十八 同上

五十九 同上

六十 同上

六十一 同上

六十二 同上

六十三 同上

六十四 同上

六十五 同上

六十六 同上

六十七 同上

六十八 同上

六十九 同上

七十 同上

七十一 同上

七十二 同上

七十三 同上

七十四 同上

七十五 同上

七十六 同上

七十七 同上

七十八 同上

七十九 同上

八十 同上

八十一 同上

八十二 同上

八十三 同上

八十四 同上

八十五 同上

八十六 同上

八十七 同上

八十八 同上

八十九 同上

九十 同上

九十一 同上

九十二 同上

九十三 同上

九十四 同上

九十五 同上

九十六 同上

九十七 同上

九十八 同上

九十九 同上

一百 同上

一百一十一 同上

一百一十二 同上

一百一十三 同上

一百一十四 同上

一百一十五 同上

一百一十六 同上

一百一十七 同上

一百一十八 同上

一百一十九 同上

一百二十 同上

一百二十一 同上

一百二十二 同上

一百二十三 同上

一百二十四 同上

一百二十五 同上

一百二十六 同上

一百二十七 同上

一百二十八 同上

一百二十九 同上

一百三十 同上

一百三十一 同上

一百三十二 同上

一百三十三 同上

一百三十四 同上

一百三十五 同上

一百三十六 同上

一百三十七 同上

一百三十八 同上

一百三十九 同上

一百四十 同上

一百四十一 同上

一百四十二 同上

一百四十三 同上

一百四十四 同上

一百四十五 同上

一百四十六 同上

一百四十七 同上

一百四十八 同上

一百四十九 同上

一百五十 同上

一百五十一 同上

一百五十二 同上

一百五十三 同上

一百五十四 同上

一百五十五 同上

一百五十六 同上

一百五十七 同上

一百五十八 同上

一百五十九 同上

一百六十 同上

一百六十一 同上

一百六十二 同上

一百六十三 同上

一百六十四 同上

一百六十五 同上

一百六十六 同上

一百六十七 同上

一百六十八 同上

一百六十九 同上

一百七十 同上

一百七十一 同上

一百七十二 同上

一百七十三 同上

一百七十四 同上

一百七十五 同上

一百七十六 同上

一百七十七 同上

一百七十八 同上

一百七十九 同上

一百八十 同上

一百八十一 同上

一百八十二 同上

一百八十三 同上

一百八十四 同上

一百八十五 同上

一百八十六 同上

一百八十七 同上

一百八十八 同上

一百八十九 同上

一百九十 同上

一百九十一 同上

一百九十二 同上

一百九十三 同上

一百九十四 同上

一百九十五 同上

一百九十六 同上

一百九十七 同上

一百九十八 同上

一百九十九 同上

一百二十 同上

一百二十一 同上

一百二十二 同上

一百二十三 同上

一百二十四 同上

一百二十五 同上

一百二十六 同上

一百二十七 同上

一百二十八 同上

一百二十九 同上

一百三十 同上

一百三十一 同上

一百三十二 同上

一百三十三 同上

一百三十四 同上

一百三十五 同上

一百三十六 同上

一百三十七 同上

一百三十八 同上

一百三十九 同上

一百四十 同上

一百四十一 同上

一百四十二 同上

一百四十三 同上

一百四十四 同上

一百四十五 同上

一百四十六 同上

一百四十七 同上

一百四十八 同上

一百四十九 同上

一百五十 同上

一百五十一 同上

一百五十二 同上

一百五十三 同上

一百五十四 同上

一百五十五 同上

一百五十六 同上

一百五十七 同上

一百五十八 同上

一百五十九 同上

一百六十 同上

一百六十一 同上

一百六十二 同上

一百六十三 同上

一百六十四 同上

一百六十五 同上

一百六十六 同上

一百六十七 同上

一百六十八 同上

一百六十九 同上

一百七十 同上

一百八十一 同上

一百八十二 同上

一百八十三 同上

一百八十四 同上

一百八十五 同上

一百八十六 同上

一百八十七 同上

一百八十八 同上

(法別表第五の総務省令で定める事務)

第五条

(法別表第五の総務省令で定める事務)

第五条

〔同上〕

〔2〕 18 同上

〔新設〕

19|| [2] 18 略
法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 職業転換給付金の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

21|| 20||
〔略〕

法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・十二 略〕

十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22|| 58||
〔略〕

59|| 法別表第五第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 公営住宅法第六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

四 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

五 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

六 略

七 略

八 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

九 略

十 略

十一 略

一二 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十三 略

十四 略

十五 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十六 略

60|| 法別表第五第二十八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

三二 略

20|| 19||
〔同上〕

〔一・十二 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

58|| 21||
〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔同上〕

〔新設〕

二一 同上
〔同上〕

五〔四〕〔略〕
住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

六〔七〕〔略〕〔新設〕
住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

八〔九〕〔略〕〔新設〕
住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

61〔一〕〔略〕
法別表第五二十八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

三 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

62〔一〕〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

三〔同上〕〔新設〕

四〔同上〕〔新設〕

五〔同上〕〔新設〕

六〔同上〕〔新設〕

60〔一〕〔同上〕〔新設〕

一 特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認

61〔一〕〔同上〕〔新設〕

66〔一〕〔同上〕〔新設〕